

公的年金受給者で、市・県民税の納税義務者の方へ 年税額のうち、「公的年金所得にかかる税額」が公的年金から引き去り(特別徴収)される ことについて

対象となる方

- ①公的年金等を受給されている65歳以上(4月1日現在)の方
- ②公的年金等にかかる所得に対して市・県民税が課税される方
- ③介護保険料が年金から引き去り(特別徴収)されている方

①～③すべてに当てはまる方が対象となります。(対象外とする選択はできません。)

徴収方法

公的年金等にかかる所得に対する市県民税を、年6回(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)の年金支給ごとに引き去ります(特別徴収)。

今年度から新たに引き去り(特別徴収)の対象となる方

引き去り(特別徴収)が開始される年度は、6月・8月に公的年金所得にかかる税額(以下「年金税額」といいます。)の1/4ずつを、口座振替や納付書で直接市へ納めていただきます(普通徴収)。続いて10月・12月・2月に受給される年金から、年金税額の1/6ずつを引き去ります。

例：公的年金所得にかかる年金税額が令和3年度60,000円、令和4年度66,000円の場合

徴収方法	令和3年度					令和4年度					
	口座振替や納付書で納付(普通徴収)		年金支給額から引き去り(特別徴収【本徴収】)			年金支給額から引き去り(特別徴収【仮徴収】)			年金支給額から引き去り(特別徴収【本徴収】)		
月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金税額	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	12,000	12,000	12,000
算出方法	年金税額の1/4ずつ※		年金税額の1/6ずつ			前年度の年金税額の1/2の1/3ずつ			年金税額から仮徴収税額を引いた額の1/3ずつ		
	← 2分の1 →		← 2分の1 →								

※ 年金税額が5,800円(均等割のみ)の場合は、6月2,900円、10月1,100円、12月900円、2月900円となります。

前年度から引き続き引き去り(特別徴収)の対象となる方

当年4月・6月・8月は、前年度の年金税額の1/2に相当する額を1/3ずつ引き去ります(仮徴収)。10月・12月・翌年2月は、年金税額から仮徴収税額(4月・6月・8月分)を差し引いた額の1/3ずつを引き去ります(本徴収)。

例：公的年金所得にかかる年金税額が令和2年度60,000円、令和3年度63,000円の場合

徴収方法	令和2年度			令和3年度						令和4年度		
	年金支給額から引き去り(特別徴収【本徴収】)			年金支給額から引き去り(特別徴収【仮徴収】)			年金支給額から引き去り(特別徴収【本徴収】)			年金支給額から引き去り(特別徴収【仮徴収】)		
月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
年金税額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	11,000	11,000	11,000	10,500	10,500	10,500
算出方法	年金税額の1/6ずつ			前年度の年金税額の1/2の1/3ずつ			年金税額から仮徴収税額を引いた額の1/3ずつ			前年度の年金税額の1/2の1/3ずつ		

～～裏面へ続きます～～

前年度は引き去り（特別徴収）の対象だったが、今年度の本徴収は対象でなくなった方

当年4月・6月・8月は、前年度の年金税額の1/2に相当する額を1/3ずつ引き去ります（仮徴収）。年金税額から仮徴収税額（4月・6月・8月分）を差し引いた額について、6月・8月・10月及び1月に口座振替や納付書により直接市へ納めていただくことになります（普通徴収）。

例：公的年金所得にかかる年金税額が2年度 60,000 円、3年度 66,000 円、4年度 80,000 円の場合

徴収方法	令和2年度			令和3年度						令和4年度		
	年金支給額から引き去り （特別徴収【本徴収】）			年金支給額から引き去り （特別徴収【仮徴収】）			口座振替や納付書で納付 （普通徴収）			口座振替や納付書で 納付（普通徴収）		
月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	6月	8月	10月	1月	6月	8月
年金税額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	9,000	9,000	9,000	9,000	20,000	20,000
算出方法	年金税額の1/6ずつ			前年度の年金税額の 1/2の1/3ずつ			年金税額から仮徴収税額 を引いた額の1/4ずつ			年金税額の1/4ずつ		

<よくあるご質問>

- Q1. 自分が年金からの引き去りの対象なのかわかりません。どこを見ればいいですか？
 A1. 年金からの特別徴収の対象となる方については、通知書の1枚目「年金特別徴収月割徴収額」欄および2枚目「年金特別徴収税額」欄に、年金支給額からの引き去り税額を記載しています。そちらをご確認ください。（年度の途中から対象外となっている場合あり）
- Q2. 年金から引き去りして欲しくありません。自分で納めることはできますか？
 A2. いいえ。**年金所得にかかる税額の納付方法については、法令により、納税者様が納付方法を選択することはできません。**
- Q3. 年金から引き去りになることで、かかる税金の額が変わるのですか？
 A3. いいえ。この制度は税額合計のうち公的年金所得にかかる税額分のお支払方法を変更するものですので、**かかる税金の額は変わりません。**
- Q4. 今まで給与から引き去りになっていたのに、どうして年金からも引き去りされるのですか？
 A4. 「給与からの特別徴収」で税額をお支払いいただいている**65歳以上の方については、年金からの引き去りの有無にかかわらず、公的年金所得にかかる税額を給与から特別徴収することができなくなっています。**この場合、年税額合計のうち公的年金以外の所得にかかる税額のみが、給与からの特別徴収による納付となります。したがって、複数の納付方法でお支払いいただくこととなります。（「給与からの特別徴収」と「年金からの特別徴収」、あるいは「給与からの特別徴収」と「普通徴収 [個人様が口座振替や納付書により市へ直接納付]」）
- Q5. 年金の所得以外に不動産の所得があるのですが、その分も年金から引き去りされるのですか？
 A5. いいえ。年金から特別徴収される税額は、あくまで公的年金所得にかかる税額のみです。公的年金以外の所得（給与所得や不動産所得、一時所得など）にかかる税額は、別途徴収となります（口座振替や納付書による普通徴収、もしくは給与からの特別徴収）。
 徴収方法別の税額内訳については、通知書の1枚目および2枚目をご確認ください。
- Q6. 一度年金から引き去りされるようになったら、変わることはないのですか？
 A6. いいえ。年金支給要件の変更などにより、年度途中において年金からの特別徴収が停止となる場合があります。この場合、未徴収税額は、口座振替や納付書で納付する普通徴収でお支払いいただくこととなります。
- Q7. 通知書に書いてある税額よりも多い額が年金から引き去りされました。差額は戻ってくるのですか？
 A7. はい。年金からの引き去り額が本来の年金税額よりも多くなった場合などには、お返しいたします。ただし、税金に未納がある場合は充当したうえで、残額がある場合にのみお返しすることとなります。